

森林づくり植樹支援事業の実施について

平成 18 年 5 月 29 日
環境森林部環境森林課
最終改正（令和 6 年 5 月 24 日）

「水と緑の森林づくり」県民総参加強化事業実施要領（平成 28 年 3 月 16 日定め。以下「実施要領」という。）に基づく森林づくり植樹支援事業は、実施要領に定めるもののほか、本通知により実施するものとする。

1 趣旨

本県の森林づくりは、森林の恵みを享受している県民等の主体的な参画により、森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、進められる必要がある。

このため、地域住民やボランティアによる集落周辺の里山を中心とした森林等における植樹活動に対して、必要な苗木を提供することにより県民参加の森林づくりを促進する。

2 事業の内容

市町村、企業、森林ボランティア団体等（以下「団体等」という。）が実施する植樹活動に要する苗木を提供する。

3 事業の実施主体

県

4 事業計画等

(1) 植樹活動を実施しようとする団体等の代表者（以下、「団体等代表者」という。）は、事業計画書（別記様式第 1 号）を作成し、森林づくり植樹支援事業受託者（以下「事業受託者」という。）に提出するものとする。

(2) 事業受託者は、(1)の事業計画書の提出を受けたときは、直ちにこれを審査し、適当と認められる場合は、提供本数、提供樹木等を決定するとともに、団体等代表者から提出された事業計画書の「決定本数」欄を記載し、団体等代表者に通知するものとする。

5 事業報告等

(1) 団体等代表者は、植樹活動が完了したときは、速やかに事業報告書（別記様式第 2 号）に、活動前写真及び活動後写真を添えて、事業受託者に提出しなければならない。

(2) 事業受託者は、団体等代表者から事業報告書の提出があったときは、当該事業報告書に基づき、確認調査を行うものとする。

(3) 事業受託者は、確認調査結果に問題がある場合は速やかに環境森林課長に報告するものとし、環境森林課長は、植栽箇所を管轄する西臼杵支庁又は農林振興局の長に現地確認及び団体等の指導等を依頼するものとする。

附 則

施行日は、平成 18 年 5 月 29 日とする。

附 則

施行日は、平成 23 年 4 月 1 日とする。

附 則

施行日は、平成 26 年 4 月 1 日とする。

附 則

施行日は、平成 28 年 3 月 16 日とする。

附 則

施行日は、平成 31 年 3 月 16 日とする。

附 則

施行日は、令和 3 年 4 月 1 日とする。

附 則

施行日は、令和 3 年 6 月 22 日とする。

附 則

施行日は、令和 6 年 5 月 24 日とする。

年 月 日

（事業受託者） 殿

申請者氏名

団体名				代表者名		
連絡先	住所					
	氏名			電話番号		
	e-mail			FAX番号		
植栽箇所				面積(ha)		
		(公有地・私有地)				
植栽目的						
希望樹種	樹種名	規格	希望本数	決定本数	備考	
	合計					
植栽時期	年 月 日					
配達場所				配達希望日	年 月 日	
植栽後の管理方法						
備考						
年 月 日						
申請者殿						
（事業受託者）						
森林づくり植樹支援事業（苗木提供）の決定について（通知）						
上表の「決定本数」欄のとおり、苗木の提供を決定します。 決定内容にやむを得ず変更が生じた場合は、直ちに連絡してください。 電話：						

- (注) ①この計画書は植栽箇所毎に一枚ずつ作成する。
 ②希望樹種が多くなる場合は、別紙に記載すること。
 ③配達場所、配達日が未定の場合は、予定を記載すること。
 ④栽箇所が私有地の場合には、土地使用協定書等を添付すること。
 ⑤ 二重線の枠内は記入しないこと。

様式第2号

年度 森林づくり植樹支援事業（苗木提供）報告書

年 月 日

（事業受託者） 殿

申請者氏名

団体名			代表者名			
連絡先	住所					
	氏名			電話番号		
	e-mail			FAX番号		
植栽箇所	(公有地・私有地)			面積 (ha)		
植栽樹種 及び本数	樹種名	規格		本数		
	合計					
植栽時期	年 月 日					
備考	参加人数 人					

- (注) ①備考欄に植樹活動参加人数を記載すること。
 ②写真等、植樹活動が判明できるものを添付すること。
 ③提供樹種が多い場合は、別紙に記載すること。